

滋賀労働局雇用環境・均等室からの お知らせ

令和8年10月20日・28日
カスハラ対策等オンライン説明会【Zoom】

滋賀労働局 雇用環境・均等室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 女性活躍推進法の改正について
- 2 滋賀労働局雇用環境・均等室所管の各種助成金のご案内
 - 2－1 働き方改革推進支援助成金
 - 2－2 両立支援等助成金・人材確保等支援助成金
- 3 問い合わせ先・相談窓口の案内

1 女性活躍推進法の改正について

101人以上の企業は、男女間賃金差異と女性管理職比率の公表が義務です

女性活躍推進法の改正（令和8年4月1日施行）により、以下の情報公表が事業主に義務付けられました。

企業等規模	情報公表が必要な項目
301人以上	（必須）男女間賃金差異及び女性管理職比率 （選択） 以下①より1項目及び②より1項目 合計4項目以上
101人～300人	（必須）男女間賃金差異及び女性管理職比率 （選択） 以下①又は②より1項目以上 合計3項目以上

- ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績（女性労働者の割合、採用者に占める女性労働者の割合 など）
②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績（男女の平均勤続年数、男女別育児休業取得率、一月当たりの平均残業時間 など）

【「男女間賃金差異」の情報公表のイメージ】

【「女性管理職比率」の情報公表のイメージ】

男女間賃金差異	
全労働者	80.4%
正社員	80.5%
パート・有期社員	91.5%



「賃金差異の情報公表について」
厚生労働省 資料

管理職に占める女性の割合	
課長級以上	10.2%
（参考）係長級	30.8%
（参考）役員	18.0%



「女性活躍推進法特集ページ」
厚生労働省HP

- ☆男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
☆「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。
- ☆管理職とは「課長級」と「課長級より上位の役職(役員除く)」の合計です。
☆女性管理職（課長級以上）の人数÷管理職の人数×100(%)
※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。

公表は、「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください（他社の公表内容もご覧いただけます）。
令和8年4月1日以降に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後概ね3か月以内に公表する必要があります。

令和8年4月末に事業年度が終了する企業	⇒	おおむね令和8年7月末までに公表
令和8年9月末に事業年度が終了する企業	⇒	おおむね令和8年12月末までに公表
令和8年12月末に事業年度が終了する企業	⇒	おおむね令和9年3月末までに公表
令和9年3月末に事業年度が終了する企業	⇒	おおむね令和9年6月末までに公表



「女性の活躍推進企業データベース」

2-1 働き方改革推進支援助成金

○「働き方改革」に**新たに**取り組む中小企業・小規模事業者や、事業主団体等を支援することを目的とした助成金です。

働き方改革 推進支援助成金 申請パンフレット

業種別課題対応コース

労働時間短縮・年休促進支援コース

勤務間インターバル導入コース

取引環境改善コース

団体推進支援コース



<お問合せ>

・どの補助金・助成金を活用すればよいかわからない
・申請書の書き方や実施計画の作成をサポートしてほしい

・働き方改革推進支援助成金の制度の詳細を知りたい
・申請書類を作ったので、実際に申請したい

働き方改革推進支援センター

<https://hatarakikatakaiaku.mhlw.go.jp/counsel/>



都道府県労働局
雇用環境・均等部(室)

- 業種別課題対応コース
(建設業、運送業等、病院等、情報通信業、宿泊業)
- 労働時間短縮・年休促進支援コース
- 勤務間インターバル導入コース
- 取引環境改善コース
- 団体推進支援コース

- 厚生労働省ホームページに、働き方改革推進支援助成金に関する交付要綱や支給要領、申請様式、申請パンフレットが掲載されております。
- 補助金申請システム（Jグランツ）による電子申請も可能です。

【交付申請期限】

業種別

時短年休

インターバル

取引環境

団体

令和8年11月30日(月)
PM5:00 必着

※ 本助成金は予算に制約されるため、予告なく受付を締め切る場合があります。

👉 令和8年度働き方改革推進支援助成金申請リーフレット

2 - 2 両立支援等助成金・人材確保等支援助成金

両立支援等助成金

仕事と育児の両立

▶ 出生時両立支援コース

▶ 育児休業等支援コース

▶ 育休中等業務代替支援コース

▶ 柔軟な働き方選択制度等支援コース

仕事と介護の両立

▶ 介護離職防止支援コース

不妊治療・ 女性の健康課題

▶ 不妊治療及び女性の健康
課題対応両立支援コース

人材確保等支援助成金

テレワーク

▶ テレワークコース

3 問い合わせ先・相談窓口の案内

○ 厚生労働省／滋賀労働局雇用環境・均等室



**年次有給休暇を活用して
滋賀県の四季に触れよう!**

年次有給休暇を取得して、
家族と過ごしたり、地域の活動に参加したり、
新しい働き方・休み方をはじめましょう。

厚生労働省 | 滋賀労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
●お問合せ 滋賀労働局 雇用環境・均等室 ☎ 077-523-1190

- 女性活躍総合推進法
- 働き方改革推進支援助成金
- 両立支援等助成金
- 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

などについては、滋賀労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

滋賀労働局雇用環境・均等室

所在地	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎 4 階
電話番号	077-523-1190

3 問い合わせ先・相談窓口の案内

○ 滋賀働き方改革推進支援センター

- 厚生労働省は、委託事業として、各都道府県に働き方改革推進支援センターを設置しています。
- 働き方改革推進支援センターは、**中小企業・小規模事業者向け**に、企業の労務管理や働き方改革を推進するにあたっての疑問、困りごと等について、社会保険労務士等の専門家が**無料**で支援する機関となっております。
- 働き方改革推進支援センターは、**働き方改革推進支援助成金を始めとする雇用・労働関係助成金の相談対応や申請支援**を行っております。
- 窓口や電話での相談だけでなく、企業訪問やセミナーの開催などの支援も行っております。



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター
たしかめたん

ぜひご利用ください



中小企業・小規模事業者の皆さまへ
こんなお悩みありませんか？



☒ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いかわからない。	☒ いろいろな助成金があるが、使い方がわからない。
☒ 最低賃金が上がっているのに、どう対応したらよいかわからない。	☒ 就業規則を見直したい。
☒ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)	☒ 36協定の作り方を知りたい。
☒ 残業を減らしたい。	☒ 働き方の選択肢を増やしたい。 ・多様な正社員制度 ・選択的週休3日制 ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です

**ぜひ！
働き方改革推進支援センターにご相談ください！**

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。	個別相談 電話・メール・来所による個別相談を行っています。	セミナー開催 講師派遣 全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。
---	---	--

滋賀働き方改革推進支援センター
〒520-0051 大津市梅林1-3-25 大津駅前第一森田ビル6階
(大津びわ湖合同庁舎前)

受付時間 平日 9:00~17:00

TEL 0120-100-227 FAX 077-526-6207
MAIL shiga@workstylereform.net
WEB <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/shiga/>

滋賀働き方改革推進支援センター 検索





令和8年度 厚生労働省委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版



ご清聴ありがとうございました。



パートタイム・
有期雇用労働法
キャラクター
「パゆう」ちゃん

滋賀労働局雇用環境・均等室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan